

# 確 認 書

- ① 介護保険施設等に入所申込みをしている場合や、施設や病院に入所・入院中の場合は、申請することができません。

※ただし、退所（退院）の予定があり、退所（退院）の前に工事をする必要がある場合は、この限りではありません。

- ② 住宅改修が完了する前に、被保険者本人が容体の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合や、死亡した場合には、住宅改修費を支給できないことがあります。

※退院して自宅に戻った場合は、住宅改修代金を完済した日の翌日から起算して2年以内に申請すると、住宅改修費の支給を受けられます。

※工事期間中に死亡した場合は、死亡時に完成している部分について、支給を受けられます。

- ③ 今回、介護保険による住宅改修の助成を受けると、今後同じ世帯の住宅改修をする場合に「人生いきいき住宅助成事業」の申請はできなくなります。

※人生いきいき住宅助成事業：兵庫県による補助事業で、大規模なバリアフリー化を目的とした工事を対象に、補助金が支給される制度です。

上記①～③の内容について、確認しました。

年 月 日

(介護保険被保険者)

氏 名 \_\_\_\_\_

(住宅所有者) ※被保険者本人と異なる場合のみ記入

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_